

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県A市に所在し、介護付有料老人ホームBを経営する会社C（以下「会社」という。）に採用され、生活相談補助員として就労していた。

請求人によれば、入社以来上司や同僚から嫌がらせなどを受けており、平成〇年〇月、就労中に腰痛症を発症したため、長期間の治療と後遺障害が生じたことで生活への不安を感じただけでなく、労災保険の請求をしようとしたところ、事業主の証明と引き換えに退職強要を強いられたという。

請求人は平成〇年〇月〇日、D消化器科・内科に受診し「不安神経症」と診断され、その後、複数の医療機関に受診して「パニック障害、適応障害」、「うつ病」などと診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却し

たので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病時期について、請求人は、平成〇年〇月頃と主張しているが、E医師は平成〇年〇月〇日に行われた事務官との面談において、要旨、「平成〇年〇月〇日受診時カルテに心療内科への受診を勧めたとの記録があることから、この時期に精神科の範疇に移行しているものとするのが妥当」と述べ、また、F医師も平成〇年〇月〇日付け意見書において、「ICD-10 診断ガイドラインに照らすと、『F32 うつ病エピソード』（以下「本件疾病」という。）を発症したと考えるのが妥当である。その発症時期は、D消化器科・内科より精神科受診を勧められた平成〇年〇月〇日と判断するのが妥当である。」と述べている。さらに、請求人の主治医であるG医師も、平成〇年〇月〇日付け意見書において、発病時期とその根拠について、「当科受診1年前頃、平成〇年〇の介護施設におけるストレスの存在がきっかけになっていると考えられる。」と述べている。

以上のように、請求人の発病時期に係る医師の意見は、平成〇年〇頃とすることではほぼ一致しており、また傷病名についても「うつ病」であるとの診断で一致していることから、当審査会としても、請求人は平成〇年〇月〇日にIC

D-10 診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」(以下「本件疾病」という。)を発病したものと判断する。

(2) ところで、心理的負荷による精神障害等の業務上外の認定については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について(平成23年12月26日付け基発1226第1号)」(以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものであると考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の精神障害発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷を検討すると、次のとおりである。

ア 「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ 「特別な出来事以外」について

請求人は、要旨、①平成〇年〇月〇日に介護業務に従事していた際に既往の腰椎椎間板ヘルニアが増悪したこと、②介護業務で増悪した腰椎椎間板ヘルニアの労災請求に係る事業主証明と引換えに、同年〇月中に退職を3回にわたり強要されたこと、③同年〇月〇日に会社関係者4人に囲まれ、威圧的に1人での介護ができるのかと強く言われたことなどを含め〇か月の実働〇日のうち〇回もいじめを受けたこと等が原因となって精神障害を発病したと主張していることから、それぞれについて検討すると、次のとおりである。

(ア) まず、①平成〇年〇月〇日に入浴介助を一人で行っている際に既往の腰椎椎間板ヘルニアが増悪したとの主張についてみると、請求人の療養期間は1年10か月に及ぶものの、H病院診療録によれば、長期にわたって入院を要する程度のものであるとは認められないものであり、当審査会としても、請求人が主張する出来事を認定基準別表1「(重度の)病気やケガをした」(平均的な心理的負荷の強度は「Ⅲ」)に当てはめてみるも、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

(イ) 次に、②労災請求に係る事業主証明と引換えに3回にわたり退職を強要

されたとの主張についてみると、確かに、I事務長の平成〇年〇月〇日の聴取書及びJ施設長の平成〇年〇月〇日付け聴取書における申述からみると、請求人は、平成〇年〇月〇日に退職するよう勧奨された事実が認められるものの、一件記録からは、退職を求められたのは同日限りであり、請求人は、翌日にはJ施設長に退職届を預けており、さらに、より待遇のよい仕事があり退職する意思を持っていたとの同僚による具体的な申述があることを加味すると、仮に請求人主張のごとく、複数回にわたり退職を求められた事実があるとしても、請求人にもたらした心理的負荷の程度は大きいものとは判断し得ない。

したがって、当審査会としては、認定基準別表1「退職を強要された」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅲ」）に当てはめてみても、その心理的負荷の強度は「弱」と判断する。

(ウ) さらに、③〇か月の実働〇日のうち〇回もいじめを受けたとの主張についても、一件記録を中心に精査したところ、請求人が平成〇年〇月〇日に受けたとする関係者4人からの威圧的な言動については、事業所関係者からの申述からは確認できず、仮にそのような場面があったとしても、請求人の主張内容と職場の状況を勘案すると、請求人に対する業務指導の範囲であり、請求人が主張するような（ひどい）嫌がらせやいじめであったとは判断し得ないものである。したがって、当審査会としては、同主張については、請求人に心理的負荷をもたらす出来事として捉えることはしない。

(エ) 上記のとおり、請求人の業務による心理的負荷の総合評価は、いずれも「弱」であることから、全体評価も「弱」であり、「強」には至らず、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。